

総 税 市 第 8 8 号

平成28年11月28日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）
の一部改正について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の第4章第4節の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

また、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正について」（平成28年4月1日総税市第26号総務大臣通知）による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用することに改める。

- イ 第1章18 平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割
- ロ 第2章52(2) 平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税
- ハ 第4章 平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割及び平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割